

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
 裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和六年二月五日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

代理人 中国地方整備局長 中崎 剛

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市
 赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電
 線付替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開 始する土地の 面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 福山市 瀬戸町 大字山北 字今屋	甲八〇九 番	畑	山林	五六一	八五二・九 二	八五二・九二 （別図一のと おり）
広島県 福山市 瀬戸町 大字山北 字今屋	乙八〇九 番	雑種地	山林	五二	一一六・一 八	一一六・一八 （別図二のと おり）
広島県 福山市 瀬戸町 大字山北 字今屋	七〇〇五 番一	山林	山林	四一	六九八・七 六	六九八・七六 （別図三のと おり）

四 土地所有者の氏名及び住所

（氏名）井上 正康

（住所）広島県福山市赤坂町大字赤坂八九五番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 なし

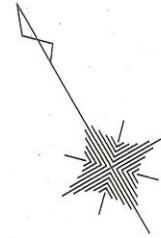
六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日

令和六年一月二十三日

実測平面図

広島県福山市瀬戸町大字山北字今屋 乙809番

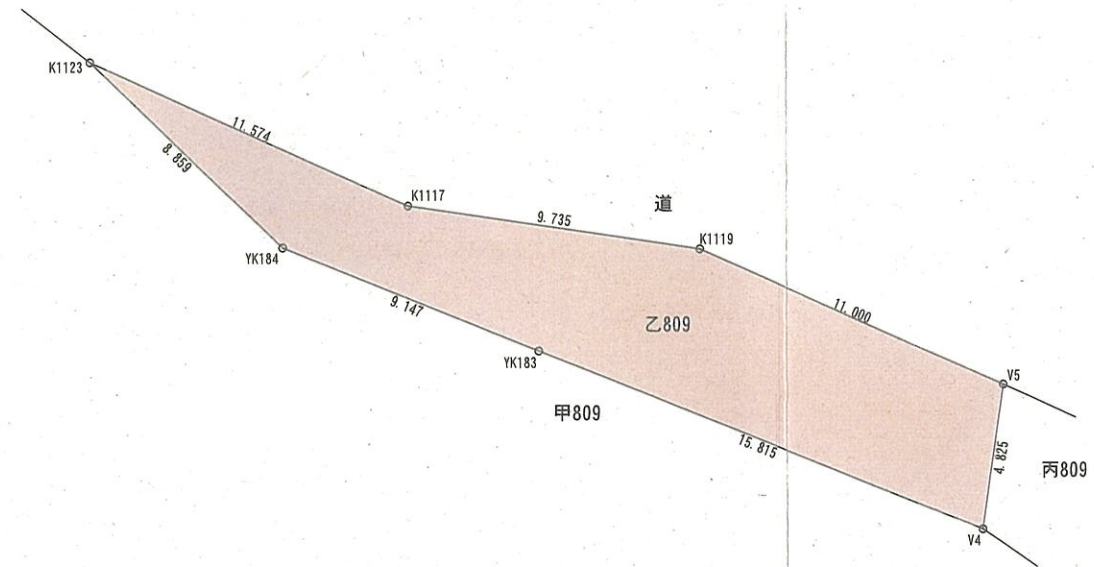
世界測地系



縮尺 S=1 : 250

地番 乙809				
収用しようとする土地				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
K1123	-169304.008	105426.259	92564.255402	8.859
YK184	-169312.514	105428.736	-1656180.013824	9.147
YK183	-169319.717	105434.375	-2071152.862500	15.815
V4	-169332.158	105444.140	-910931.925460	4.825
V5	-169328.356	105447.111	1340549.122143	11.000
K1119	-169319.445	105440.660	1577814.036240	9.735
K1117	-169313.392	105433.035	1627569.761295	11.574
			倍面積	232.373296
			面積	116.1866480
			地積	116.18 m ²

地番 乙809	
収用しようとする土地の面積	116.18 m ²



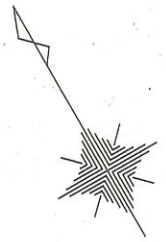
収用しようとする土地

※丙809番の土地所有者は境界の主張がない。

実測平面図

広島県福山市瀬戸町大字山北字今屋 7005番1

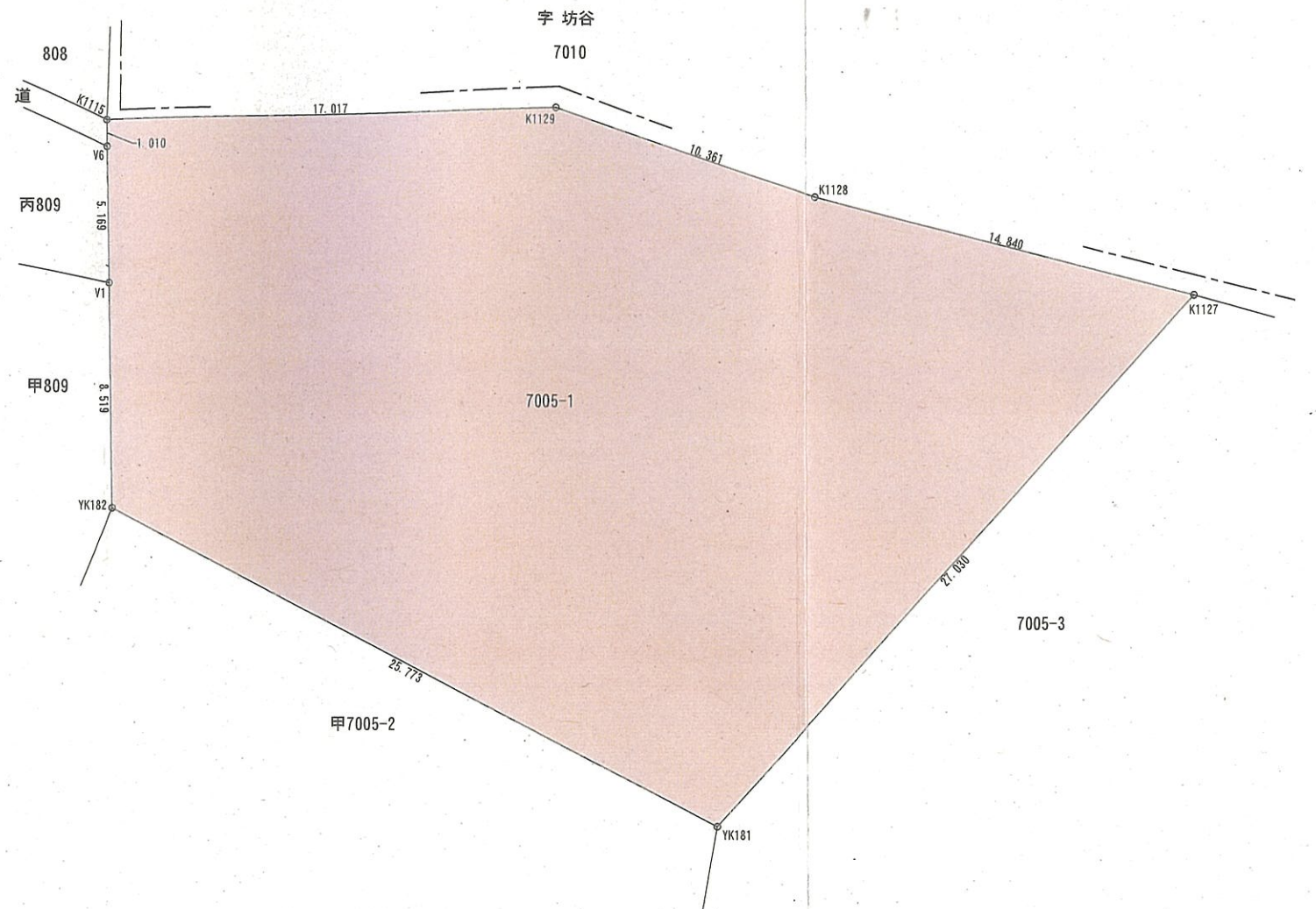
世界測地系



縮尺 S=1:250

地番 7005-1		収用しようとする土地		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
K1115	-169337.798	105455.077	761069.290709	1.010
V6	-169338.681	105454.586	-569349.309814	5.169
V1	-169343.197	105452.071	-1261206.769160	8.519
YK182	-169350.641	105447.928	-3082032.039584	25.773
YK181	-169372.425	105461.702	-1421307.357854	27.030
K1127	-169364.118	105487.424	1971559.954560	14.840
K1128	-169353.735	105476.821	1921787.678620	10.361
K1129	-169345.898	105470.043	1680876.075291	17.017
倍面積			1397.522768	
面積			698.7613840	
地積			698.76 m ²	

地番	7005-1
収用しようとする土地の面積	
	698.76 m ²



収用しようとする土地

※丙809番の土地所有者は境界の主張がない。